

宝達志水町住宅用太陽光発電システム等設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地球温暖化防止対策及び災害発生時の非常用電源の確保等を目的として住宅用太陽光発電システム及び住宅用定置型リチウムイオン蓄電池システム（次条第2号を除き、以下「システム」という。）を設置する者に対し補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅用太陽光発電システム 太陽電池の最大出力（当該施設を構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計をいう。）が10キロワット未満の発電設備で、未使用のものをいう。
- (2) 住宅用定置型リチウムイオン蓄電池システム 電力を充放電できるものであり、インバータ等の電力変換装置を備えたシステムで、未使用のものをいう。

(対象となる者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、町内において自ら居住する住宅にシステムを設置する者又は自ら居住するためにシステム付建売住宅を購入する者で、本人及び同一世帯の親族が町税等を滞納していないものとする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げるシステムの区分に応じて当該各号に定める額とし、予算の範囲内で交付するものとする。

- (1) 住宅用太陽光発電システム 50,000円
- (2) 住宅用定置型リチウムイオン蓄電池システム 50,000円

2 補助金の交付は、1の住宅又は世帯につき前項各号に掲げるシステムごとに1回を限度とする。

(申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、宝達志水町住宅用太陽光発電システム等設置事業補助金交付申請書（様式第1号）に、必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請は、システムの設置が完了した日から30日以内又は当

該年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。ただし、申請者がシステムを設置した建売住宅を自己が居住するために購入したものであるときは、当該建売住宅を購入した日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

(決定)

第6条 町長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められたものについて補助金の交付を決定し、宝達志水町住宅用太陽光発電システム等設置事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(請求)

第7条 前条の規定により補助金交付決定通知書を受けた者は、宝達志水町住宅用太陽光発電システム等設置事業補助金請求書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(返還等)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の返還を求めることができる。

- (1) 不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (3) その他補助金の使途が不相当と認められるとき。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(宝達志水町住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱の廃止)

- 2 宝達志水町住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱(平成25年宝達志水町告示第53号)は、廃止する。